

令和2年職員の特別給に関する報告及び勧告の概要

ポイント

期末手当（ボーナス）を0.05月分（4.50月→4.45月）引下げ
月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

<ボーナスの改定>

1 職員の特別給と民間の特別給との比較

民間の支給月数 A	職員の支給月数 B	較差 A-B
4.46月	4.50月	△0.04月

2 特別給の改定

支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とし、支給月数の引下げは、本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定める。

（一般職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.30 月）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
令和3年度 期末手当	1.275 月	1.275 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

<勧告実施の要請>

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、その意義及び果たす役割を理解し、適切に対処されるよう要請する。

(参 考)

1 職員（行政職）の平均年間給与額

現 行	勧告後	年間給与の差
636.1 万円	634.1 万円	△2.0 万円

2 最近の特別給の勧告状況

年度	年間支給月数	対前年比増減
平成22年	3.95月	△0.20月
平成23年	3.95月	—
平成24年	3.95月	—
平成25年	3.95月	—
平成26年	4.10月	0.15月
平成27年	4.20月	0.10月
平成28年	4.30月	0.10月
平成29年	4.40月	0.10月
平成30年	4.45月	0.05月
令和元年	4.50月	0.05月
令和2年	4.45月	△0.05月